

參考資料

- 1 自殺対策基本法
- 2 日向市自殺対策行動計画策定委員会設置要綱
- 3 日向市自殺対策行動計画策定経過
- 4 日向市自殺対策行動計画策定委員会委員名簿
- 5 相談窓口一覧

1 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 日向市自殺対策行動計画策定委員会設置要綱

平成30年3月30日

告示第66号

改正 令和3年4月1日告示第109号

令和5年3月31日告示第103号

令和5年5月22日告示第181号

(目的)

第1条 日向市自殺対策行動計画(以下「行動計画」という。)を総合的かつ計画的に策定するため、日向市自殺対策行動計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について研究及び協議する。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 保健施策に関する情報収集及び調査研究に関すること。
- (3) その他行動計画の策定に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げるもののうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長とする。

3 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 策定委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明をきくことができる。

(報告)

第7条 会長は、策定委員会の審議の結果を市長に報告しなければならない。

(幹事会及び作業部会)

第8条 策定委員会に幹事会及び作業部会を設置する。

(幹事会の組織)

第9条 幹事会は、策定委員会の目的を達成するため、必要な事項について研究及び協議する。

2 幹事会は、幹事長及び別表第1に掲げる職員をもって構成する。

3 幹事長は、健康長寿部長をもって充てる。

(幹事会の会議)

第10条 幹事会の会議は、必要に応じ、幹事長が招集する。

2 幹事長は、幹事会の会議の議長となる。

3 幹事長が必要と認めるときは、会議に幹事会以外の者の出席を求めることができる。

4 幹事会は、会議の結果について、策定委員会に適宜報告するものとする。

(作業部会の組織)

第11条 作業部会は、策定委員会の目的を達成するため、次に掲げる事項について研究及び協議するものとする。

(1) 行動計画の策定に関する実態調査の分析及び今後の推計に関すること。

(2) その他行動計画の策定に必要と認められる事項に関すること。

2 作業部会は、別表第2に掲げる課及び係の職員をもって構成する。

3 作業部会は、研究及び協議の結果について、幹事会に適宜報告するものとする。

(庶務)

第12条 策定委員会の庶務は、健康増進課において処理する。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日告示第109号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第103号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年5月22日告示第181号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1 (第9条関係)

幹事会

健康長寿部長
健康増進課長
福祉課長
こども課長
高齢者あんしん課長
市民課長
税務課長
国民健康保険課長
学校教育課長
人権・同和行政・男女共同参画推進室長
生涯学習課長
消防本部警防課長

別表第2 (第11条関係)

作業部会

課名	係名
福祉課	福祉政策係
こども課	子育て支援係
高齢者あんしん課	高齢者支援係
市民課	市民相談係
税務課	市税収納係
国民健康保険課	国民健康保険係
学校教育課	教育指導係
地域コミュニティ課 人権・同和行政・男女共同 参画推進室	男女共同参画推進係
消防本部警防課	警防係
生涯学習課	生涯学習係
健康増進課	健康づくり係

3 日向市自殺対策行動計画（第2期）策定経過

会議名称等	開催日時	主な内容
こころの健康に関するアンケート調査	令和5（2023）年 6月7日～ 6月31日	・18歳～80歳代の市民2,500人 有効回答数：1,052件（42.08%）
第1回日向市自殺対策行動計画策定委員会 幹事会・作業部会	6月29日	・講演「自殺の現状・自殺対策等について」 ・策定体制、スケジュール
第1回日向市自殺対策行動計画策定委員会	7月20日	・講演「自殺の現状・自殺対策等について」 「コロナ禍がもたらした精神面での影響について～医療現場から～」 ・策定体制、スケジュール
第2回日向市自殺対策行動計画策定委員会 作業部会	8月23日	・日向市の自殺の現状、アンケート分析結果報告 ・第2期計画の構成
第2回日向市自殺対策行動計画策定委員会	9月14日	・日向市の自殺の現状、アンケート分析結果報告 ・第2期計画の構成
第3回日向市自殺対策行動計画策定委員会 作業部会	10月5日	・第1期計画の評価 ・第2期計画（案）内容検討
第2回日向市自殺対策行動計画策定委員会 幹事会	10月17日	・第2期計画（案）内容検討
第1回日向市自殺対策推進本部	10月31日	・第2期計画（案）経過報告
第3回日向市自殺対策行動計画策定委員会	11月16日	・第2期計画（案）内容検討 ・各団体取組内容報告
第3回日向市自殺対策行動計画策定委員会幹事会・第4回作業部会	12月14日	・第2期計画（案）内容検討
パブリックコメントの実施	12月26日～ 令和6（2024）年 1月17日	・意見書の提出なし
第4回日向市自殺対策行動計画策定委員会（書面開催）	1月22日～ 1月26日	・第2期計画（案）内容検討
第2回日向市自殺対策推進本部	1月30日	・第2期計画策定報告

4 日向市自殺対策行動計画策定委員会 委員名簿

任期：令和5（2023）年7月20日～令和6（2024）年3月31日

	団体名	氏名	備考
1	一般社団法人日向市東臼杵郡医師会	水野 智秀	会長
2	日向市区長公民館長連合会	井上 和臣	副会長
3	日向保健所	高藤 ユキ	副会長
4	日向市民生委員児童委員協議会	松岡 利夫	
5	日向市高齢者クラブ連合会	弓削 哲郎	
6	日向市学校長会	馬場 康年	
7	日向市養護教諭部会	黒木 理奈	
8	日向市PTA協議会	石川 美幸	
9	日向市保育協議会	日高 真由美	
10	日向商工会議所	甲斐 省伍	
11	日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会	尾池 厚子	
12	社会福祉法人日向市社会福祉協議会	松永 茂晃	
13	ハローワーク日向（日向公共職業安定所）	平田 康広	
14	日向法律事務所	五嶋 俊信	
15	NPO法人あったかほーむ愛あい	横山 美智子	
16	日向警察署	石田 祐輔	
17	学校法人順正学園 九州保健福祉大学 臨床心理学部	前田 直樹	
18	日向市 健康長寿部	若藤 公生	

5 相談窓口一覧 ※令和6(2024)年2月6日現在

死にたいくらいつらい気持ちになったときの相談

相談窓口	電話番号	受付時間
NP0 法人国際ビフレンダーズ 宮崎自殺防止センター	0985-77-9090	20:00～23:00 (月・水・金・日)
宮崎いのちの電話	0570-783-556 0985-89-4343	年中無休 21:00～翌朝4:00 (月・水・金) 18:00～翌朝4:00 (火・木・土・日)

こころの健康に関する相談

相談窓口	電話番号	受付時間
専門 相談 窓口	こころの電話	0985-32-5566 9:00～19:00 (月～金※)
	宮崎県精神保健福祉センター	0985-27-5663 8:30～17:15 (月～金※)
	日向保健所	0982-52-5101 8:30～17:15 (月～金※)
医療 機関	協和病院	0982-54-2806 8:30～17:00 (月～金、土曜午前中)
	鮫島病院	0982-54-6801 9:00～16:00 (月～金) ※診療に関する相談のみ
	瀧井病院	0982-52-2409 9:00～17:00 (日、祝祭日除く) ※医師不在のときは折り返し電話します
	松岡内科医院	0982-52-5407 8:30～17:00 (月・水・金) ※いずれも日・祝 8:30～12:00 (火・木・土) 日除く ※初診の方は必ず電話してください。
	みずのメンタルクリニック	0982-50-0855 9:00～17:00 (毎週木曜日、第2土曜、日曜・ 祝日以外) ※土曜日は午前中のみ対応
日向市健康増進課	0982-66-1024 8:30～17:15 (月～金※)	
ひだまりカフェ	0982-66-0501 10:00～15:00 (毎週木曜日※)	

ひきこもりに関する相談

相談窓口	電話番号	受付時間
宮崎県ひきこもり地域支援センター	0985-27-8133 0985-44-2411	8:30～17:15 (月～金※)

アルコール依存に関する相談

相談窓口	電話番号	受付時間
(社)宮崎県断酒友の会(日向支部)	090-1191-3773	
アルコールリクス・アノニマス AA ひむか	099-248-0057	10:00～16:00 (月～金※)

※祝日・年末年始除く

子ども・若者の相談

相談窓口	電話番号	受付時間
宮崎県子ども・若者総合相談センター 「わかば」	0985-41-7830	10:00～17:00 (月・火・水・金・土※)
日向市青少年相談室	0982-54-8181	9:00～17:15 (火～金※)
宮崎県弁護士会 子どもの権利ホットライン	0985-23-6112	16:00～17:30 (毎月第1・3月曜日※) ◎18歳未満対象

経済・生活に関する相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
多重債務、ヤミ金融、金銭トラブル等について	宮崎県消費者金融相談所	0985-26-7100	10:00～17:00 (月～金※)
借金、多重債務、離婚、相続等の法律相談	日向市無料法律相談	0982-52-2111	要予約 予約受付 8:30～17:15 (月～金※) 相談日：月1回 ※電話でお問い合わせください。
	日向法律事務所	0982-50-3711	9:00～17:20 (月～金※)
	えいらく法律事務所	0982-66-0881	9:00～17:30 (月～金※)
	本町ひまわり法律事務所	0982-66-9760	9:00～17:30 (月～金※)
	法テラス宮崎	050-3383-5530 (予約番号)	9:00～17:00 (月～金※)
	宮崎県弁護士会 日向・入郷地区法律相談センター	0985-22-2466 (予約番号)	要予約 予約受付 9:00～17:00 (月～金※) 相談日：第1水曜日
	司法書士 総合相談センター	0982-54-4710 (予約番号：小田 司法書士事務所)	要予約 予約受付 10:00～16:00 (月～金※) 相談日：第1・3火曜日
商品や契約トラブルについて	日向地区広域消費生活センター	0982-55-9111	8:30～17:15 (月～金※) ※16:00までにお電話ください。
生活困窮、生活と就労に関する相談等	日向市社会福祉協議会 日向市生活相談・支援センター「心から」	0982-52-1010 0120-294-990	8:30～17:15 (月～金)

※祝日・年末年始除く

労働に関する相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
働く人のメンタルヘルス、健康管理等	宮崎県北地域産業保健センター	0982-26-6901	10:00～16:00（月～金※）
職場での悩みごと、労働相談等	ライフサポートセンター延岡	0120-397-869	10:00～16:00（月～金※）

生活等における様々な悩みの相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
夫婦、家庭のこと、生き方、人間関係など	日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム「さんびあ」	0982-55-1660 （相談専用）	13:00～16:00（月・火・木・金※）
高齢者・障がい者の法律相談	宮崎県弁護士会 高齢者・障がい者電話相談	0985-23-6112	10:00～12:00（毎週金曜日※）
犯罪等の被害防止、生活安全について	日向警察署	0982-53-0110	24時間対応
性暴力被害	さぽーとねっと宮崎 （性暴力被害者支援センター）	0985-38-8300	9:00～17:00（月～金※） ※ホームページの相談窓口では、メールによる問合せ・相談受付を365日24時間対応
DV	NPO法人ハートスペースM 女性のホットライン「えむコール」	0985-89-5243	10:00～17:00（日・月曜日）

大切な人を自死でなくされた方へ

相談窓口	電話番号	受付時間
NPO法人宮崎自殺防止センター ランタンのつどい （自死遺族のわかちあいの会）	0985-27-5663 （お問合せは月～金※8:30～17:15）	宮崎会場（県立図書館） 14:00～16:00（原則毎月第2土曜日）
		延岡会場（延岡市民協働まちづくりセンター） 14:00～16:00（2・5・8・11月の第4日曜日）
		※初めてのの方は13:30までにお越し下さい。

※祝日・年末年始除く



【SNS相談窓口】

○年齢・性別を問わず、チャット等による相談

NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク

「生きづらびっと」では、SNS やチャットによる自殺防止相談を行い、必要に応じて電話や対面による支援や居場所活動等へのつながりも行います。

LINE @yorisoi-chat チャット <https://yorisoi-chat.jp/>



相談時間：月・火・水・木・金 8：00～22：30（22：00 まで受付）

土・日 11：00～22：30（22：00 まで受付）

NPO法人 東京メンタルヘルス・スクエア

「こころのほっとチャット」では、主要 SNS（LINE、Facebook）およびチャットから、年齢・性別を問わず相談に応じています。

LINE、Facebook @kokorohotchat

LINE



Facebook



チャット



相談時間：毎日 ①12:00～15:50（15:00 まで受付）

②17:00～20:50（20:00 まで受付）

③21:00～23:50（23:00 まで受付）

月曜日 4:00～6:50（6:00 まで受付）

毎月1回 最終土曜日～日曜日 24:00～5:50（5:00 まで受付）

NPO法人 あなたのいばしょ

年齢や性別を問わず、誰でも無料・匿名で利用できるチャット相談窓口です。

チャット <https://talkme.jp/>



相談時間：24時間 365日



〇10代20代の女性のためのLINE相談

NPO法人 BOND プロジェクト

10代～20代の女性のためのLINE相談を行い、必要に応じて電話・対面相談、居場所や自立支援への繋ぎを行っています。

LINE @bondproject



相談時間：月・水・木・金・土

10:00～22:00 (21:30 まで受付)

〇18歳以下の子どものためのチャット相談

チャイルドライン (NPO法人 チャイルドラインみやざき)

18歳までの人が利用できる相談窓口です。

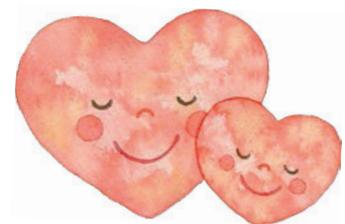
電話相談と、チャットによるオンライン相談を実施しています。

チャット



相談時間：水・木・金・土 16:00～21:00

※電話相談 (0120-99-7777) は、毎日16:00～21:00



日向市自殺対策行動計画（第2期計画）

発行 令和6(2024)年2月

編集 日向市健康長寿部健康増進課

〒883-8555 宮崎県日向市本町10番5号

TEL (0982) 66-1024 (直通)

FAX (0982) 56-1423

